

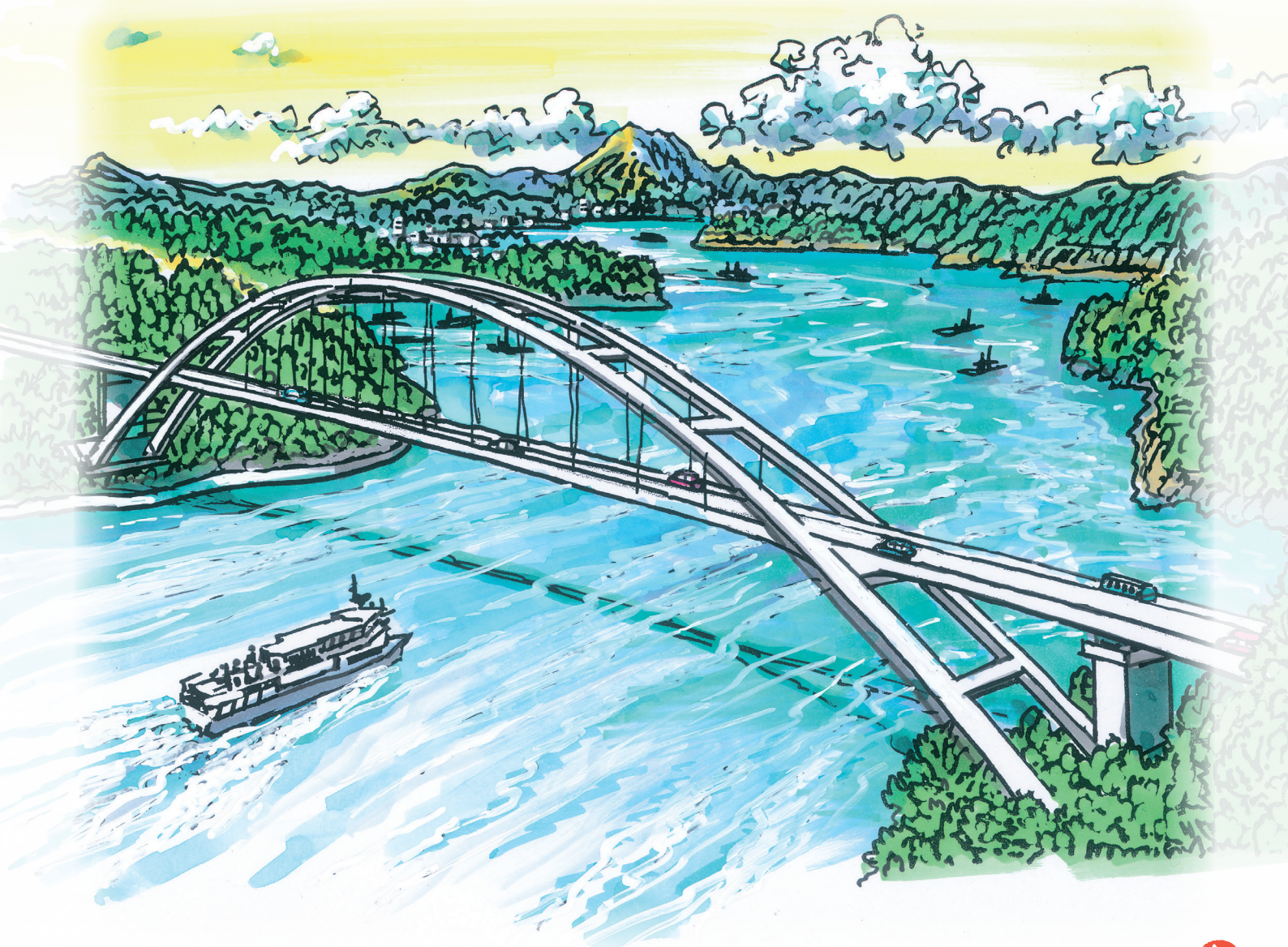
# 社会保険 みやぎ

SHAKAIHOKEN  
MIYAGI No.764

2018  
6/7

## Contents

算定基礎届の準備はお済みでしょうか！	2・3
協会けんぽからのお知らせ	4・5
M美さんの社会保険物語	6
社会保険協会からのお知らせ	7
インフォメーションパーク	8



私たちの街の  
橋のある風景

8

## 気仙沼大島大橋

けせんめまおおしまおおはし

鶴亀大橋の愛称でもよばれる気仙沼大島大橋。全国でも珍しい大型のアーチ橋で、工事の模様はNHK「プロフェッショナル・仕事の流儀」でも取り上げられました。遊覧船で橋をくぐるクルージングが評判ですが、震災で孤立を余儀なくされた大島地区の住民にとっては、まさに「希望の架け橋」となりました。

## DATA

構造形式	— 鋼中路橋アーチ橋
建造年月日	— 2017(平成29)年3月
所在地	— 気仙沼市三ノ浜～磯草
目的	— 通行
長さ	— 356m
幅	— 9.5m



# 算定基礎届の準備は お済みでしょうか！

被保険者の標準報酬月額は、実際にうけた報酬にあわせて毎年9月に決め直されます。算定基礎届によって決定された標準報酬月額は、保険料や傷病手当金等の保険給付、また将来受給される年金の計算の基礎となる大切な届出です。届書の作成にあたっては、記入もれ、記入誤り、届出もれがないよう十分ご注意ください。

## ポイント 1 届出用紙は届いていますか？

算定基礎届の用紙は、すべての事業所へ6月中旬ごろにお送りしております。  
※社会保険労務士へ委託されている事業所については直接社会保険労務士にお送りしております。

## ポイント 2 お送りした届出用紙に被保険者の方全員の氏名等がプリントされていますか？

- 労働者名簿との確認をお願いします。  
今年5月31日までに資格取得された方で、7月1日現在の被保険者である方全員が届出の対象になります。休職者や海外駐在員であっても7月1日現在被保険者資格があれば対象となります。  
届書のデータは5月18日現在のものになりますので、届書にプリントされていない方で、届出の対象となる方は、手書きの用紙に記入してください。
- 資格取得届等の提出漏れはありませんか？  
資格取得届や資格喪失届、賞与支払届、昇給による月額変更届が提出されていない方はいませんか？もう一度ご確認をお願いします。

## ポイント 3 算定基礎届は正確に記入できましたか？

- 支払基礎日数を確認してください。  
4月、5月、6月の支払基礎日数を確認し、支払基礎日数が17日未満（特定適用事業所の短時間労働者は11日未満）の月は除外します。  
※月給制の場合：▶休日や有給休暇も支払基礎日数に含まれるため、出勤日数に関係なく、支払対象期間の暦の日数が支払基礎日数になります。  
▶欠勤日数に応じて給料が差し引かれる場合は、事業者が定めた日数から欠勤日数を差し引いた日数を支払基礎日数とします。  
※日給制の場合：出勤日数が支払基礎日数となります。  
有給休暇を取得したときは、その日数を支払基礎日数に含めます。  
※パートタイマーの場合は備考欄に「パート」と表示してください。
- 報酬月額の算定方法  
算定基礎届に記入する報酬は、4月、5月、6月の各月中の給料日に支払った報酬となります。「4月分」、「5月分」、「6月分」の給料を指すものではありません。  
例えば、「3月分」給料を4月10日、「4月分」を5月10日、「5月分」を6月10日に支払っている事業所の場合は、「3月分」、「4月分」、「5月分」を記入することになります。  
なお、現物で支給しているものがある場合は、金額に換算して「現物」欄に記入します。  
(食事・住宅は、都道府県ごとに価額が定められています。その他は時価です。)  
※平成25年3月31日までは、社会保険加入が本社管理加入の場合は、本社が所在する都道府県の価額が適用されていましたが、平成25年4月1日以降からは、勤務地(支店・営業所等)が所在する都道府県の価額が適用されます。
- ・宮城県の現物給与の価額  
食 事：19,500円/月、650円/日(朝食160円/日、昼食230円/日、夕食260円/日)  
住 居：一畳当たり1,380円/月
- ・現物給与の価額の取扱い(通勤のための交通用具)※事業所専用バス等  
労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」として取扱い願います。  
労働協約に定めがない場合は、実際費用を「時価」として取扱い願います。  
判定が困難な場合は、近隣のバス会社の1か月の通勤定期代を「時価」として取扱い願います。

## ポイント 4 70歳以上の被用者の届出は？

平成19年4月から、適用事業所に使用される70歳以上の年金受給者については、60歳代後半の在職老齢年金と同様のしくみが適用されています。厚生年金保険の事業主の皆様には、70歳以上の被用者の年金調整に必要な雇用・退職または報酬・賞与等の額に関する届出をお願いしています。  
届出用紙が平成30年3月5日より変更されており、70歳以上の被用者の届出は、通常の算定基礎届と一体型の用紙になりました。70歳以上の被用者の方につきましては、算定基礎届に個人番号(もしくは基礎年金番号)と備考欄にある「70歳以上被用者算定」に丸をしていただきますので、ご提出の際はご注意ください。

## ポイント 5 算定基礎届の提出先は

作成いただいた算定基礎届は、「日本年金機構 仙台広域事務センター」に郵送願います。  
**送付先** 〒980-8461 仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 17階  
「日本年金機構 仙台広域事務センター」あて ※郵便番号を記載すれば、住所の記載は不要です。

- 電子媒体(CD・MO)による届出の場合についても、「日本年金機構 仙台広域事務センター」へ直接郵送してください。
  - 電子申請による届出の添付書類も、「日本年金機構 仙台広域事務センター」へお送りください。
- 仙台東年金事務所の駐車場が大変混雑しますので、来所いただく場合は、公共交通機関のご利用にご協力いただきますようお願いいたします。  
※郵送による提出期限は平成30年7月10日(火)までになります。

## ポイント 6 決定通知書が届いたときは

算定基礎届により決定された新しい標準報酬月額は、「標準報酬決定通知書」として後日お送りします。通知書が届きましたら、被保険者の方へ新しい標準報酬月額を必ずお知らせください。

## ポイント 7 新しい標準報酬月額は9月分から適用されます

10月に支払う給料から、新しい標準報酬月額による保険料で控除してください。

算定基礎届についてのお問い合わせは下記のとおりです  
**「ねんきん加入者ダイヤル」をご利用ください。TEL 0570-007-123**  
 提出済の届書等に関するお問い合わせは年金事務所へご照会ください。  
 ●仙台東年金事務所 TEL 022-257-6111 ●石巻年金事務所 TEL 0225-22-5115 ●古川年金事務所 TEL 0229-23-1200 ●大河原年金事務所 TEL 0224-51-3111

# 協会けんぽ からのお知らせ

## こころの健康づくりをサポートします！

### 職場のメンタルヘルス対策は「健康経営」への第一歩です

メンタルヘルス不調者は近年増加傾向にあり、企業における対策が重要となっています。協会けんぽ宮城支部では加入事業所様向けのメンタルヘルス対策として下記の事業をご用意しております。是非ご利用ください。

社内でのメンタルヘルスにお悩みの担当者様

心の不調を感じている被保険者様

### カウンセリング事業

対象者	宮城支部加入の事業所担当者様、被保険者（ご本人）
費用	担当者による事業所内のメンタルヘルス相談は何回でも <b>無料</b> 被保険者は初回のみ <b>無料</b>
開設期間	平成30年4月～平成31年3月まで ※定員（50名）に達し次第、終了する場合もございますのでご了承ください。
お問い合わせ先	特定非営利活動法人 東日本カウンセリングセンター 〒980-0021 仙台市青葉区中央3丁目5-14 セントラルパークビル3F (3F南町通り側エレベーター前が入口) TEL: 022-211-9234 または 090-8423-7866 受付時間: 10:00～18:00 (日祝、年末年始除く)
実施機関	特定非営利活動法人 東日本カウンセリングセンター



社内でメンタルヘルスの研修をご検討のご担当者様

### メンタルヘルス出前講座

対象者	宮城支部の被保険者 50 名以上を有する事業所
費用	①職場健康づくり宣言認定事業所の場合 <b>5,000 円</b> (税込) ②①以外の事業所の場合 <b>10,000 円</b> (税込)
開設期間	平成30年4月～平成31年3月まで ※定数（20事業所）に達し次第、終了する場合もございますのでご了承ください。
お問い合わせ先	全国健康保険協会 宮城支部 〒980-8561 仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル8F TEL: 022-714-6851 (企画総務グループ直通) FAX: 022-714-6857 宮城支部HPに掲載の「メンタルヘルス出前講座申込書」により FAXまたは郵送でお申込みください。
実施機関	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会東北支部



※詳細については、宮城支部HP、「協会けんぽ宮城支部」>「健康づくり」>「事業所様向け健康づくりサービス」>「メンタルヘルス出前講座」のページをご覧ください。  
お申し込み後、日本産業カウンセラー協会東北支部の担当者よりご連絡いたします。

## 被扶養者の資格再確認とマイナンバー確認作業を実施します

健康保険法施行規則第 50 条に基づき、健康保険の被扶養者認定状況を確認させていただきます。  
また、今年度は上記に加えて、被扶養者及び 70 歳以上の被保険者のうち、協会けんぽが管理している基本情報と住民票の情報が相違している等の理由から、マイナンバーの確認ができない方について、**マイナンバーの確認作業を同時に実施いたします。**

確認対象となる事業主の皆様には、6 月上旬から 7 月中旬にかけて「被扶養者状況リスト」、「マイナンバー確認リスト」を順次送付しておりますので、ご確認・ご記入いただきリストの提出をお願いいたします。

<参考>平成 29 年度の被扶養者資格再確認結果 (全国値)

被扶養者から削除された人数	削除による効果額
約 7.6 万人	約 18.4 億円

### ■ 被扶養者の資格再確認・・・現在も被扶養者の条件に該当するかの確認

#### 確認の対象となる方

協会管掌健康保険の平成 30 年 4 月 1 日において、18 歳以上の被扶養者（任意継続被保険者の被扶養者を除く）  
※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

#### 送付時期および提出期限

送付時期：平成 30 年 6 月中旬から 7 月中旬（順次送付）  
提出期限：平成 30 年 8 月 17 日

### ■ マイナンバーの確認作業・・・対象者の方のマイナンバーの確認・記入

#### 確認の対象となる方

被扶養者および 70 歳以上の被保険者のうち、マイナンバーが未登録となっている方。  
※マイナンバーが未登録となっている方がいない場合は、事業主の方へマイナンバー確認リストはお送りいたしません。

#### 送付時期および提出期限

送付時期：平成 30 年 6 月中旬から 7 月中旬（順次送付）  
提出期限：平成 30 年 8 月 17 日  
※6 月上旬発送の「マイナンバー確認リスト」の提出期限は平成 30 年 6 月 29 日

## 薬局でいろいろ質問されるのはなぜ？

～安全にお薬を使うために～



薬局に処方せんを持って行くと、お薬をもらう前にいろいろと質問されますよね。「病院でも問診票を書いたのに、薬局でもまた書くの?」、「先生に話してきたのに、また薬局でも同じことを言うの?」、そのように感じた経験はありませんか?

そもそも医療機関と薬局は個人情報保護の観点から、患者さんの個人情報を共有できていません。市販薬や健康食品使用の有無、煙草や飲酒、車運転の有無など、お薬とは無関係に思われることも含め、薬剤師の視点から、処方されたお薬が安全に、有効に、使って頂けるかを確認しています。患者さんによっては、副作用やアレルギー症状を示す方もいるので、該当する薬が処方せんに含まれていないか確認したり、またお薬によっては他の病気を悪化させたり、他の薬の効き目を変化させたりすることもあるので、病歴や併用しているお薬はないか等も伺い、患者さんにとって処方内容が適切であるかも判断しています。

もし、処方内容に問題が見つかった場合は、薬剤師から医師に対してお薬変更の提案を行ない、対応します。医薬分業が進み、

薬局でお薬をもらう機会が多いと思いますが、患者さんにとって最適な薬物治療が行えるように、薬剤師は医師と連携しています。

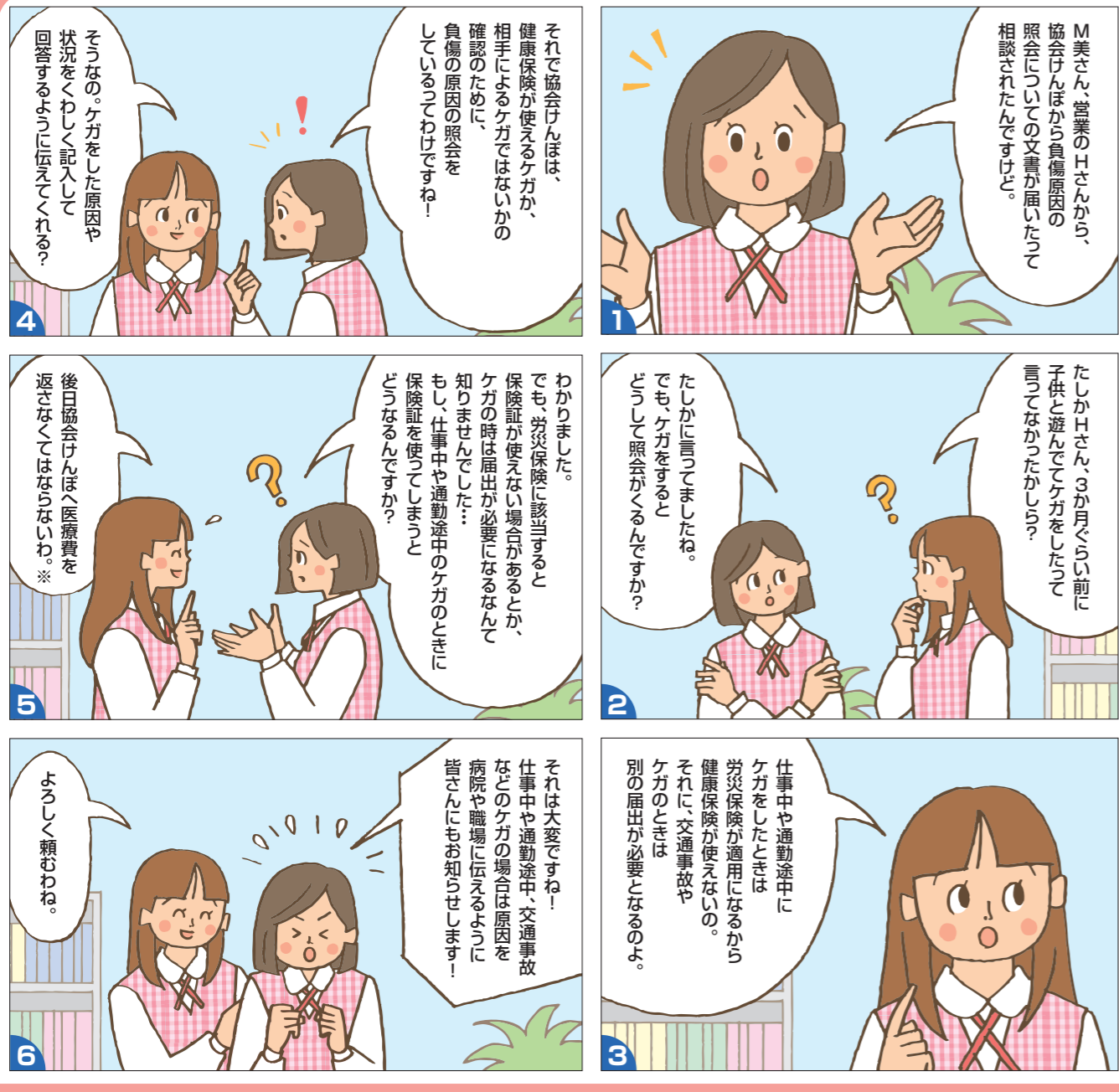
多くの方が、薬局で待たされたと感じた経験があると思いますが、薬剤師は、調剤前の患者さん情報の収集、処方内容の妥当性の判断、調剤、調剤後の薬の確認、お薬交付時の最終確認まで、各段階で何重にも確認作業を行ない、患者さんの安全に配慮してお薬をお渡ししています。何卒、ご理解いただければと思います。

あなたの身体、その症状に、そのお薬は合っているのか? 薬剤師が判断するには、情報が必要です。お薬を安全に使うためにも、お薬での副作用経験、アレルギー歴、病歴、飲んでいるお薬の記録などは、お薬手帳に記録しておき、医師や薬剤師にすぐに説明できるようにしておきましょう。

一般社団法人 宮城県薬剤師会 広報委員会 伊藤みどり

# M美さんの 社会保険物語

「負傷原因照会」について 第99話



## 協会けんぽからのお知らせ

●協会けんぽでは、各保険医療機関等から請求いただいたレセプトを確認したのち外傷性の疾病や負傷に関して、毎月被保険者様へ負傷の原因の照会をしております。

●また、業務災害・通勤災害以外で第三者の行為による負傷の場合、協会けんぽが健康保険負担分を相手（第三者）へ請求するため「第三者等の行為による傷病届」の提出をお願いしております。

※「業務災害や通勤災害が原因の疾病又は負傷」は健康保険では給付できないため被保険者様へ医療費の返還を求めなければならない事象が発生しております。労災が疑われる場合は健康保険証を使用する前に病院または労働基準監督署にご相談ください。なお、労災保険に該当し協会けんぽへ返還した医療費は、後日労災保険より支給されます。

問い合わせ先  
 全国健康保険協会宮城支部  
 〒980-8561  
 仙台市青葉区国分町3-6-1  
 仙台パークビル8F  
 TEL 022-714-6850  
 ホームページは「協会けんぽ」で検索してください。

# 社会保険協会からのお知らせ

## 一般財団法人 宮城県社会保険協会 平成 30 年度の主な事業のご案内

平成 30 年度事業計画について（一財）宮城県社会保険協会理事会において承認されました。主な事業をご案内いたします。

### 健康保険・年金制度の普及宣伝事業

- 広報の推進
  - ・ 広報誌「社会保険みやぎ」を隔月発行  
日本年金機構県内6年金事務所と全国健康保険協会宮城支部のご協力をいただき、制度改正等の周知や事務手続き関係等のほか年金事務所の年金相談に関する情報、社会保険協会事業等を掲載します。
  - ・ ホームページの開設  
協会事業等のほか、広報誌「社会保険みやぎ」の発行済み分もご覧いただけます。
  - ・ 社会保険手続き等に関する参考図書の配布  
算定基礎届等に役立つ参考図書を無償で配布します。
- 事務講習会等の開催
  - ・ 社会保険新任担当者等事務講習会を開催します。（5月）

### 健康管理事業

- 健康づくり指導講習会・健康相談への講師派遣（年間）  
保健師、管理栄養士、体育専門家を各事業所に派遣します。
- 健康づくりDVDの貸出し（年間）  
各種 DVD を準備しており、職場での健康管理研修等にご利用いただいております。

### 福利増進事業

- 春・秋のハイキングの実施（6月・10月）  
県内5地区で実施します。
- ハゼ釣り大会の開催（10月）  
松島湾内でのハゼ釣り大会を開催します。
- ファミリースキースクールの開催（2月）  
スプリングバレー泉高原スキー場で開催します。
- 契約宿泊施設を利用された場合の補助（年間）  
下記「契約宿泊施設の宿泊料金の補助」をご覧ください。
- 各種施設の優待事業の実施  
「うみの杜水族館」の施設利用割引、「全社連」契約施設の優待利用、「（一財）宮城県社会保険協会」契約施設の優待利用等、各種優待事業の実施を進めております。

### 年金シニアライフセミナー

退職予定者、事業所の担当者、被保険者等の方々を対象に年金シニアライフセミナーを開催します。（10月）

### 年金委員・健康保険委員の活動への協力

宮城県社会保険委員会連合会ならびに県内6社会保険委員会の活動を支援します。

## 「契約宿泊施設の宿泊料金の補助」について

これまで宮城県社会保険協会で行ってきた契約宿泊施設利用の宿泊料金の助成については、「全社連」優待事業の内容によらず、従来どおり「協会費払込受領証」の写し・宿泊者の「健康保険証（含被扶養者）」を提示により、ご利用者お一人につき1,000円の割引をします。（平成30年7月1日から平成31年6月30日までは「平成30年度協会費払込受領証」の写し・宿泊者の「健康保険証（含被扶養者）」をご提示願います。（平成30年6月30日迄は「平成29年度払込受領証」の写し）なお、同一人のご利用には上限があります。）

- 契約宿泊施設 「秋保の郷 ばんじ家」 ☎022-397-3156
- 「鳴子やすらぎ荘」 ☎0229-87-2121
- 「松風荘」(新潟県村上市瀬波温泉) ☎0254-53-3086

申込み・問合せ先 一般財団法人 宮城県社会保険協会  
 〒980-0802 仙台市青葉区二日町10-20 アルコイリス二日町4階  
 TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

(8) 社会保険みやぎ

電話による年金相談は以下の相談先へ  
年金事務所の電話は大変混み合っております

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1165

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長  
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※お電話いただく際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1144

受付時間 ●月～金曜日 9:00～19:00 ●第2土曜日 9:00～17:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについても受けいたします。

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・ナビダイヤルは、一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかります。
- ・「03-6700-1165」「03-6700-1144」の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかります。



年金相談の受付時間と週末相談(予定)

7月							8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	5	6	7	8	9	10	11
8	9	10	11	12	13	14	12	13	14	15	16	17	18
15	16	17	18	19	20	21	19	20	21	22	23	24	25
22	23	24	25	26	27	28	26	27	28	29	30	31	
29	30	31											

◆受付時間

平日(月～金)  
午前8時30分～午後5時15分

◆年金相談の「時間延長」と「週末相談」

時間延長(週の初日)  
午後5時15分～午後7時

週末相談(第2土曜日)  
午前9時30分～午後4時

変更されている場合もありますので、ホームページなどでご確認のうえご利用ください。



街角の年金相談センター仙台

厚生年金保険・国民年金の受給に関するご相談、手続きは年金事務所のほか、年金相談センターでも行うことができます。

◎電話によるご相談は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください

相談時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長  
●第2土曜日 9:30～16:00  
(なお、祝日はご利用いただけません。)

右記カレンダーもご覧ください

街角の年金相談センター仙台

〒980-0803  
仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階  
☎022(262)5527  
※全国社会保険労務士会連合会が受託運営しています

街角の年金相談センター仙台  
(仙台パークビル2F)



7月・8月の出張相談所開設のご案内

1. 常設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
気仙沼出張相談所 (NTT気仙沼ビル1F) (予約制)	土日および祝日以外の平日	8:30～17:15	石巻年金事務所 0225-22-5118

2. 臨時開設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
南三陸町役場 (予約制)	平成30年7月11日(水)	10:00～12:00 13:00～15:30	石巻年金事務所 0225-22-5118
登米市南方総合支所 (予約制)	平成30年7月26日(木)	9:30～12:00	古川年金事務所 0229-23-1204
	平成30年8月23日(木)	13:00～15:30	

- ・予約制を実施している会場については、お電話で事前に相談日をご予約ください。
- ・ご予約は、相談日の1カ月前から受付いたします。

※相談にお越しの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)及び印鑑が必要となります。

年金の予約相談を  
実施しています。

日本年金機構では、業務の迅速化に努めておりますが、受付状況によっては窓口が混雑する場合がございます。年金のご相談の際には、事前にご予約のうえ、年金事務所へおいでいただくとスムーズに相談できます。

予約相談は全国どこの年金事務所でも実施しています。

なお、予約相談希望日の1か月前から受付しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ  
0570-05-4890